

平成30年村上市議会第2回定例会会議録（第5号）

○議事日程 第5号

平成30年6月29日（金曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第2号 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める議会決議・意見書採択に関する請願書
- 第 4 議第80号 村上市スケートボード施設条例制定について
議第81号 高規格救急自動車購入契約の締結について
議第82号 消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について
- 第 5 議第83号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第84号 村上市児童公園条例の一部を改正する条例制定について
議第85号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第86号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議第87号 市道路線の変更について
議第88号 14t級除雪ドーザ（サイドスライドアングリングプラウ）購入契約の締結について
- 第 7 議第89号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第2号）
議第90号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議第91号 損害賠償の額を決定し和解することについて
- 第 9 議員発議第2号 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書の提出について
- 第10 議員発議第3号 障害児・者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出について
- 第11 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（25名）

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	8番	板垣千代子君
9番	鈴木いせ子君	10番	本間清人君
11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
14番	竹内喜代嗣君	15番	平山耕君
16番	川崎健二君	17番	木村貞雄君
18番	小田信人君	19番	長谷川孝君
20番	小林重平君	21番	佐藤重陽君
22番	大滝国吉君	23番	大滝久志君
24番	山田勉君	25番	板垣一徳君
26番	三田敏秋君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	佐藤憲昭君
財政課長	田邊覚君
政策推進課長	東海林豊君
自治振興課長	大滝寿君
税務課長	建部昌文君
市民課長	尾方貞一君
環境課長	中村豊昭君
保健医療課長	信田和子君
介護高齢課長	小田正浩君
福祉課長	山田和浩君
農林水産課長	大滝敏文君
地域経済振興課長	川崎光一君

觀 光 課 長	竹	内	和	広	君
建 設 課 長	伊 与	部	善	久	君
都 市 計 画 課 長	山	田	知	行	君
下 水 道 課 長	早	川	明	男	君
水 道 局 長	川	村	甚	一	君
会 計 管 理 者	松	田		明	君
農 業 委 員 会	鈴	木	美	宝	君
事 務 局 長					
選 管 ・ 監 查	佐	藤	直	人	君
事 務 局 長					
消 防 長	長		研	一	君
学 校 教 育 課 長	木	村	正	夫	君
生 涯 学 習 課 長	板	垣	敏	幸	君
荒 川 支 所 長	小	川		剛	君
神 林 支 所 長	石	田	秀	一	君
朝 日 支 所 長	岩	沢	深	雪	君
山 北 支 所 長	斎	藤	一	浩	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	小	林	政	一
事 務 局 次 長	大	西	恵	子
係 長	鈴	木		涉

午前 9時55分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、6番、渡辺昌君、20番、小林重平君を指名いたします。ご了承願います。

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

6月18日に発生をいたしました大阪府北部を震源とする地震で、小学校のコンクリートブロック塀が倒壊し、その下敷きとなった女子児童がお亡くなりになりました。この地震により、女子児童を含む5人の方のとうとい命が失われました。心からご冥福をお祈りいたします。また、このたびの地震災害により被害に遭われました皆様の一日も早い復旧をご祈念申し上げます。

本市では、このたびのコンクリートブロック塀の倒壊事故を受けまして、市内小・中学校等の教育施設のほか、市が管理する全ての施設について職員による緊急点検を実施をいたしました。その結果、塀の高さが基準を超えているなど、現在の建築基準法に適合しないブロック塀が塩野町小学校のほか8件確認されたところであります。現在応急的な措置といたしまして、ブロック塀に近づかないよう措置をとり、全面撤去や改修などを検討しているところでありますが、引き続き全ての施設について早急な点検調査を行っていくことといたしているところであります。こうした中にありまして、このたび一般社団法人村上市建設業協会様から本市の公共施設のコンクリートブロック塀について無償調査の申し出をいただいたところであります。これを受けまして、市が管理する施設のブロック塀のうち早急に点検調査が必要であると思われる箇所を中心といたしまして、建築基準法の適合確認の点検調査を行っていただくこととなっております。改めまして、一般社団法人村上市建設業協会様にお礼を申し上げます。今後この点検調査等の結果を踏まえ、改修や撤去等早急な対応を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第3 請願第2号 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める議会決議・意見書採択
に関する請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第3、請願第2号 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める議会決議・意見書採択に関する請願書についてを議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） おはようございます。ただいま上程されました請願第2号「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める議会決議・意見書採択に関する請願書については、去る6月20日午前10時から第1委員会室において総務文教常任委員会を開会し、紹介議員の補足説明の後、審査を行いました。

委員から、趣旨に賛同し、請願に賛成の意見がありました。

その他意見なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で請願第2号は採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから請願第2号をボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第2号は採択することに決定をいたしました。

日程第 4 議第 8 0 号 村上市スケートボード施設条例制定について

議第 8 1 号 高規格救急自動車購入契約の締結について

議第 8 2 号 消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第 4、議第80号から議第82号までの 3 議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） ただいま上程されております議第80号から議第82号までの 3 議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る 6 月20日午前10時から第 1 委員会室において、委員 8 名、副市長、教育長、担当課長及び担当職員及び議会事務局長出席のもと、委員会を開会いたしました。

初めに、議第80号 村上市スケートボード施設条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、第16条 3 項のこれらの規定中、教育委員会とあるのは指定管理者とするとあるが、利用の許可、不許可等の権限について、教育委員会を通さずに指定管理者に持たせてしまう条例になってしまうのではないかとこの質疑に、指定管理者制度は、従来の委託と違って管理と運営を一体的に行うことが最大のメリットで、使用許可については指定管理者に委任することがこの制度の最大の特徴。委託料型、利用料金型と制度の違いはあるが、許可は指定管理者が行うもの。許可基準は、教育委員会が定めた範囲内で指定管理者が管理を行うものであるとの答弁。

委員より、県内に似たような施設があると思うが、運用規定等は参考にしたのかとの質疑に、条例作成に当たり県内類似施設への聞き取りはしていない。市の体育施設の条例を基本構成としたとの答弁。

また、委員より、使用料金について、よそより高くしてはなかなか来ないと思われる。見直すことはあるのかとの質疑に、全国各地の類似施設の料金設定を参考にした。当面この料金体系で対応し、必要に応じて改める場合もあるとの答弁。

また、委員より、使用料金については一律市内在住の区別なく設定されているが、市内の方や65歳以上の方など違いのある設定にしてもよいのではないかとこの質疑に、基本的に市内の方がメインで、市民の方を基本に考えた。市民特別割り引きなどは、運用の中で料金の差ではなく市民の特典など別途に検討していきたいとの答弁。

以上で審査を終結し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第80号は原案の

とおりの可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第81号 高規格救急自動車購入契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回の自動車は、新規追加購入でなく入れかえかとの質疑に、本署に配備している2台のうち、10年、15万キロを目安としている中で、現在14万4,000キロとなっているため更新するもの。また、その車両は、山北部署の第2救急車が古くなっているため配備するとの答弁。

また、委員より、山北の1台は廃車にするのかとの質疑に、消防用ポンプ車などは公売で売却しているが、高規格救急自動車は一般の方ができるか情報を把握しながら検討するとの答弁。

以上で審査を終結し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第81号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第82号 消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ軽積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回購入契約するものの補助率は幾らかとの質疑に、今回は補助金で購入ではない。過疎債を考えているとの答弁。

また、委員より、過疎債は毎回使われるのかとの質疑に、今回は非常備消防で緊急防災・減災事業債で99%を充て、地方交付税算入率が70%という有利な起債を使ったとの答弁。

以上で審査を終結し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第80号を採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第81号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第81号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第82号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第82号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議第83号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第84号 村上市児童公園条例の一部を改正する条例制定について

議第85号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第86号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第83号から議第86号までの4議案を一括議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第83号から議第86号までの4議案について、その審査の概要と経過についてご報告します。

去る6月21日午前10時から市役所第1委員会室において、委員8名、議会事務局長、副市長初め担当課説明員の出席のもと、市民厚生常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第83号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、福祉課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、放課後児童支援員の基礎資格を拡大する要件の条項、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者とは具体的にどのようなことを指しているのかとの質疑に、学歴について問わないもので、例えば中学校卒業者で5年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した方が対象となってくるとの答弁。

委員より、その条項による方が支援員になった場合に、待遇や報酬などはどうなるかとの質疑に、今まで同様に資格を持った支援員として、その待遇や報酬において特段差をつけるものではないとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第83号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第84号 村上市児童公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、福祉課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、子どもが少なくなっている状況ではあるが、きちんとした遊び場を提供することは大切である。公園の遊具が壊れたので、撤去されたとの話をよく聞くがとの質疑に、現在壊れた遊具は多くあり、当然危険な状況であれば撤去する方向となる。遊具がそろったような公園では遊具を撤去することになるが、遊具が少ない公園では撤去した後に新たに遊具を設置していきたいと考えているとの答弁。

委員より、所管の異なる農村公園なども含め、利用されていない、管理もされていないような公園が見受けられるが、今後の方向性はとの質疑に、市内のさまざまな公園において遊具を初めとする設備の全部が全部完璧ではないと認識している。利用者が安心・安全にそこで過ごせるよう改めて確認した上で万全の対策を講じたいとの答弁。

委員より、以前は公園の運営等についての協議会のようなものがあったが、現在はどのようになっているかとの質疑に、児童公園も含め地域と公園について話し合う協議会のような組織はないが、それぞれの地区の区長会において話題に取り上げることはあるとの答弁。

委員より、今回廃止される公園は集落等から必要ではないとの要望が出ている状況なのかとの質疑に、今回廃止されるのは遊具のない公園であり、これまでプールであったのを壊して整地し、隣接する集落集会所の駐車場として利用されていたり、あるいは防火水槽として利用されているなど、実態が利用目的と異なっているものに限り今回廃止とするものであるとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第84号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第85号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、福祉課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この条例改正によって結局のところこれまでよりよくなったのか、悪くなったのか、それとも変わらないのかとの質疑に、所得税法改正に伴う部分については、文言が変更になるだけで内容的には変わらない。境界層該当の区分については、生活保護が該当しない場合には負担額が生じ、その部分は自分で支払わなければならない、そうすると自費では賄えなくなるような境界層に該当する方については、今回境界層該当者の区分の追加により対応することになるので、どちらか

といえばプラスの面になるとの答弁でした。

そのほか質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第85号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第86号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第86号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） お疲れさまです。議第83号の村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、ちょっと1点お聞きしたいのですが、この条例の旧条例文の第10条3項の4号は、学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者が旧条例文なのです。それが今回新しくその10条の3項4号では、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者になっているわけですが、この一番の違いはということなのかというような質疑はなかったでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員会委員長。

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） その分については質疑はなかったと思います。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第83号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第84号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第85号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第85号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第86号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第86号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議第87号 市道路線の変更について

議第88号 14t級除雪ドーザ（サイドスライドアングリングプラウ）購入
契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第87号及び議第88号の2議案を一括議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川村敏晴君登壇〕

○経済建設常任委員長（川村敏晴君） ただいま上程されております議第87号と議第88号の2議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る6月22日午前10時から市役所第1委員会室において、委員8名、副市長初め関係課長及び関係職員、議会事務局長出席のもと、経済建設常任委員会を開催いたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第87号 市道路線の変更についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市道松岡5214号線の延長を減少したことについて、宅地がなく周りが空き地だが、将来的に宅地は建たないのかとの質疑に、市道をなくす部分は全くの民地の中にあり、国土調査も入っていない、赤道でもないところで、当事者が家を建てたいということで確認申請が出され、その段階で市道が入っていたことがわかり、今までは便宜的に通り返きをしていたが、家を建てられな

いということで、変更したとの答弁でした。

そのほか質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論もなく、起立による採決を行った結果、議第87号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第88号 14t級除雪ドーザ（サイドスライドアングリングブラウ）購入契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、競争入札となっているが、参加業者は何社かとの質疑に、製作しているメーカーを4社指名したが、そのうちの2社が納期に間に合わないとして、2社で入札をしたとの答弁でした。

委員より、落札率は何%かとの質疑に、67.5%であるとの答弁でした。

委員より、荒川地区で保有することのことだが、使用方法是業者に貸す形であるかとの質疑に、そのとおりで、市が保有するが、業者に貸与して除雪をしてもらうとの答弁でした。

また、委員より、附属品としてチェーンは入っているのかとの質疑に、最少の装備として含まれているとの答弁でした。

そのほか質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めた結果討論なく、起立による採決を行った結果、議第88号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第87号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第87号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第88号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第88号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議第89号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第2号）

議第90号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(三田敏秋君) 日程第7、議第89号及び議第90号の2議案を一括議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに市民厚生常任委員会に付託して休会中ご審査を願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されています。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長(大滝国吉君) ただいま上程されております議第89号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第2号)について、その審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第89号については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとしたわけですが、その審査については、当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会を設置し、審査いただいたところであります。特別委員会の最終日となる6月26日には全体会を開催し、分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところですが、私からその審査の概要と経過について、その主なものを報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会では、去る6月20日総務文教常任委員会終了後、一般会計予算・決算審査特別委員長、各分科会委員8名、以下事務局長、副市長、教育長、各担当課長及び担当職員の出席のもと、市役所第1委員会室において開催されました。その審査の概要は、歳入については質疑なく、歳出について第2款総務費について、委員より、年季の入った軽の公用車がかなり多いかと思うが、時期を見て処分などを考えているのかとの質疑に、古い公用車が多くあり、現在満足できる台数ではない。今回のリース料の減額は、交付金の対象になったためであるとの答弁。

また、空き家バンクはどのような方が利用しているのかとの質疑に、今回は新潟県と関東圏の方で、購入後1年間という条件つきでその間に住宅を直した方が昨年度は6件売れた中で2件に100万円ずつ補助金を支出したとの答弁。

第9款消防費について、今回の災害にかかわる時間外手当について国の補助はあるのかとの質疑に、人件費はなしであるとの答弁。

その他質疑なく、以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第89号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会ですが、去る6月21日、市民厚生常任委員会終了後、一般会計予算・経済審査特別委員会副委員長、分科会委員8名、議会事務局長、副市長、担当課長並びに担当職員の出席のもと、市役所第1委員会室において開催されました。その審査の概要は、歳出について第4款

衛生費において、委員より、市営墓地で市民から木の伐採についての依頼はどのくらいあるのかとの質疑に、年に二、三回くらいとの答弁。

委員より、管理費など徴収しているのであれば、管理することは当然であるが、無償で使用されている市営墓地で木が倒れて墓石を傷めたことなどの対応で、以前からも今回のような補償費を発生しており、無償での使用に大いに疑問を持っている。条例の改正も含め今後の方針はとの質疑に、山北や神林の市営墓地と異なり、建設費用がかかっていないことから条例上は無償となっており、実際にどの程度の費用がかかっているのかなどの検討になるとの答弁。

委員より、荒沢最終処分場について、あとどのくらい使用できるのか。また、その後の最終処分場の場所についてはめどが立っているのかとの質疑に、計画ではあと16年ほど使用できる。次の場所についてどうこうというものは持っていないとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結、賛否態度の発言を求めましたが発言なく、起立採決の結果、議第89号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会では、去る6月22日経済建設常任委員会終了後、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員8名、議会事務局長、副市長、担当課長並びに担当職員の出席のもと、市役所第1委員会室において開催されました。

その審査の概要は、歳入について、第12款分担金及び負担金について、委員より、農業施設分担金が56件だったが、市長の災害復旧の報告では76件だった。この56件の内容はとの質疑に、村上地区17件、荒川地区1件、神林地区9件、朝日地区27件、山北地区2件で、合計56件であるとの答弁。

委員より、市長報告の76件のうち56件が災害復旧とすれば、残りはどうなるのかとの質疑に、災害復旧の制度として地権者の自費負担率が農地で7%、施設で5%となっており、被害規模がさほど大きくなく、地権者が自力で直すこととなったのが20件であったとの答弁。

歳出については質疑なく、以上で質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたが賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第89号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

以上、当特別委員会の各分科会報告に対してはさしたる質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第89号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第90号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、その審査の概要と経過についてご報告します。

先ほどの議第83号から86号までの議案審査に引き続き、議第90号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第90号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第89号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第89号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第90号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第90号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議第91号 損害賠償の額を決定し和解することについて

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第91号 損害賠償の額を決定し和解することについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第91号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成29年第3回定例会でご報告いたしました公務中の非常勤特別職職員による交通事故につきまして、このたび相手方会社との示談の条件が調いましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び同条同項第13号の規定により、損害賠償の額を確定し、和解することについて議会のご議決をお願いするものであります。

本件事故につきましては、事故の概要にお示しのとおりであります。公用車がハンドル操作を誤り、センターラインをはみだして発生したものであり、過失運転につきましては市側が100%、相手側がゼロ%とし、本市がその責任を負うことといたしております。損害賠償金の内訳といたしましては、車両損害金として150万円、企業損害金50万円、レッカー代及びレンタカー費用として28万2,744円で、計228万2,744円となっております。なお、車両損害金、レッカー代及びレンタカー費用につきましては、平成29年第3回定例会で補正予算をご議決いただき、概算で支払いを行わせていただいております。

また、被害者ご本人は、現在も通院中でいらっしゃいますので、引き続き誠心誠意示談に向けて交渉を行ってまいりたいと考えております。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

1番、小杉武仁君。

○1番（小杉武仁君） お疲れさまです。事故概要についてちょっとお伺いしたいのですが、このサンバイザーを直そうとしてハンドル操作を誤ったとあります。これは、事前に点検されていなかったがために起きたようなふうに私はとれるのですが、運行前の点検というのはなさらないのですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 必ず運転日報ございますので、運転前の点検、運転した後の点検をすることになってございます。

○議長（三田敏秋君） 小杉武仁君。

○1番（小杉武仁君） 始業前の点検、運行前、運行後の点検も重ねて行っていただいて、これは職員徹底していただいて再発防止に努めると同時に、市民の信頼回復も含めて徹底した指導をしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） なかなか現実の問題として、こういう交通事案につきましては減らないのが現状であります。私からも、事あるごとにそういうことをお願いして職員に周知をしておりますし、またいろいろな要素を導入しながら、そういったリスクを未然に防げるような、そういう手当てをしっかりと行っているつもりではありますが、これからはしっかりとその検証とさらなる効果を発出できるようなリスク管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

○1番（小杉武仁君） 終わります。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 7番、尾形修平君。

○7番（尾形修平君） では、先ほど市長報告の中で、これは去年の第3回定例会で仮払いという格好で異例の措置をとられたというふうに私記憶しているのですけれども、その中で今回和解が済んだということで、あのときもかなりの金額、医療費を含めてというふうに私認識していたのですけれども、今ほど市長報告の中で、まだ相手方が方が通院されていると。あれからもう約1年近くなると思うのですけれども、今後のその相手方の医療行為がいつまで続くかの予想と、とりあえずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） 被害者の方の現在の状況であります。退院して自宅療養を経まして、現在仕事のほうに復帰をしております。ただ、完全な状態ではないので、仕事が終わってから毎日リハビリに通っているというような状況でございます。完治というような状況に至っておりません。それで、ご本人のほうとは月に何度か電話等で連絡をとらせていただきまして、状況確認をさせていただいてるところでございます。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） これは、本当に医療的な専門的なあれなので、なかなか答えが出にくいのかなと思うのですけれども、相手方とのその医療、身体的な部分についてのその和解というのが果たしていつできるのかなというのが私らにしてみると一番心配なところでありまして、その辺担当が生涯学習課長なのでしょうか、相手方の方とどのようなお話し、また病院等も含めて話されているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） ご本人のほうとは、その通院の状況、あと身体の状況について聞き取りをさせていただいたりして状況把握をさせていただいております。現在本人のほうからは、まだその痛みがとれないということでリハビリに通院をしているというような状況であります。

ただ、回復には向かっているということでございますので、ご本人とのお話しの中では、共済会も含めましてどの程度までその補償金等を補償の中で見れるかというようなお話も、ご本人のほうからお話が出ておりますので、その辺を含めまして共済会と3者の中でお話し合いはさせていただいておりますが、当面かなり長くなってきておりますので、おおむね共済会のほうの話としては、1年ぐらいを目安に一度検討はしたいというようなことは聞いてございます。

○7番（尾形修平君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第91号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第91号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議員発議第2号 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議員発議第2号についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

1番、小杉武仁君。

〔1番 小杉武仁君登壇〕

○1番（小杉武仁君） ただいま上程されました議員発議第2号 「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書の提出について、村上市会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る6月20日に開催されました総務文教常任委員会で審査され、採択すべきものと決定された請願に基づく意見書の提出であります。

意見書の文面につきましては、皆様に配付の資料のとおりであります。

賛成者は、鈴木好彦議員、板垣千代子議員、小杉和也議員、板垣一徳議員、本間清人議員、佐藤重陽議員、鈴木いせ子議員、そして提案者は、私小杉武仁でございます。

提出先は、内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第1号をボタン式投票により採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議員発議第3号 障害児・者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議員発議第3号についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

2番、河村幸雄君。

〔2番 河村幸雄君登壇〕

○2番（河村幸雄君） ただいま上程されました議員発議第3号、陳情文、障害児、障害者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出について、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る6月21日開催されました市民厚生常任委員会で審査され、採択すべきものと決定された陳情に基づく意見書の提出であります。

意見書の文面につきましては、皆様に配付の資料のとおりでございます。

賛成者は、尾形修平議員、大滝国吉議員、平山耕議員、稲葉久美子議員、木村貞雄議員、長谷川孝議員、渡辺昌議員、そして提出者は、私河村幸雄でございます。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長であります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第3号をボタン式投票により採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、平成30年第2回定例会を閉会といたします。

長期間にわたり皆様には大変ご苦労さまでございました。

午前10時51分 閉会